

平成30年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年4月26日（木）16時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室

3. 出席委員 10名

会 長	2番	縣	次 男
副 会 長	11番	大 塚	弘 士

委 員	1番	大 津	雄 司
	3番	姫 野	康 二
	4番	坂 本	成 一
	6番	麻 生	俊之輔
	7番	二ノ宮	政 広
	8番	安 部	義 浩
	9番	江 藤	国 子
	10番	小 野	恵美子

4. 欠席委員 5番 高 田 英

5. 議事参与が制限された委員数 1名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

① 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について

② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

③ 非農地証明の発行について

④ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）

⑤ 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）

⑥ 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）

⑦ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、行政専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 10名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 10番 小野 恵美子 委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第6までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～6号 5件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号から6号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号は、特殊な事例なので、事務局から説明をお願いします。

事務局

申請事由が和解成立による受人単独での申請になっています。

平成7年において今回の譲受人は、Aさん・Bさん兩名を相手に訴訟を起こしています。昭和61年12月に原告の受人は、被告のAの土地を所有権移転の許可を条件として、300万円で購入しました。ところが、Aは3条の手続きをしないまま、大分県農地開発公社を通して被告Bに所有権を移転し、登記がなされています。被告Bの妻は、被告Aの姉であり、被告Aは昭和61年12月の原告と被告Bの契約締結時、被告Aの代理人として契約を締結しています。

したがって被告Bは、被告Aから原告の受人への所有権移転登記手続きがなされなければならない事を十分知っていました。これらの事により、被告兩名の背信的悪意で行ったものとして、原告の受人は、被告A・Bに対し訴訟を起こしました。

(和解文の抜粋)

「被告Aは、原告の受人に対し、当該土地につき3条による所有権移転の許可申請をする。当該土地につき、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続きをする。」という、和解文が出ています。

本来ならば連名で申請をしていただくのが本当なのですが、農地法施行規則第10条に農地法施行令第1条の規定により、当事者が連署するものとする。但し、次に掲げる場合はこの限りではない。この限りではないというのは、例えば、裁判上の和解、もしくは請求の認諾があり民事調停法により、調停が成立した場合は1名での3条申請でもよいとなっておりますので、今回は、受人1人での3条申請となります。以上です。

議長

それでは、この議案2号について皆さんより質疑を受けたいと思います。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが議席番号9番、江藤国子委員さんから説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

議案3号の説明をさせていただきます。

場所は、JR南由布駅の近くです。渡人は、現在、時遊館という旅館で農業しながら、自家製のお米・ワインをお客様に提供しています。最近、体調がすぐれない為、後継者を探していました。受人は、川北で旅館を運営していましたが、28年4月の熊本地震で被災され、営業出来ない状態でした。渡人の事を知り相談した結果、水稻・葡萄を引き継いでくれるという事で、今回申請となりました。新規就農ですが、受人の実家は兼業農家で、子供の頃から農業の手伝いをしていた事もあり、また近所の方も軌道にのるまでは、加勢と指導と機械のリースもしてくれて、葡萄についても、渡人が指導してくれるという事で、問題ないと思います。以上です。

議長

それでは、議案3号について質問があればお願いします。

(4番 坂本 成一 委員より挙手有り)

4番 坂本 成一 委員

受人の経営面積が0となっている。農地取得の要件は50アール以上ではないと3条に載せられないのではないですか。これで成立するならおかしくなるのではないか。利用権を成立させたのちに、こちらを成立させるならよいと思いますがどうですか。

事務局

平成30年4月30日からという事になっておりましたので、今回は3条申請と同時の申請となっています。

4番 坂本 成一 委員

この案件は、保留にすればいいのでは。

事務局

審議が終わった時点、30日以降に許可を出すという事で、よろしいですか。

議長

議案3号については、利用権で審議がありますので、その時に審議・決定したいと思います。

続きまして議案4号ですが、江藤国子委員さん説明をお願いします。

9番 江藤 国子 委員

議案4号、説明させていただきます。

受人は、渡人と親戚です。今回の土地の隣を数年前に購入し、リノベーションされて、現在住んでいらっしゃいます。申請地については、家を購入された時から家庭菜園としてきちんと管理されていたのですが、渡人が土地を相続する時に、すぐ名義を変えると税金が多くかかると勘違いされていましたが、今回そのような事が無い事がわかり、今回の3条申請になりました。

議長

議案4号について、質疑を受けたいと思います。

質問等ありませんか。

(ありません。)

この4号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが議席番号8番、安部 義浩委員さんから説明をお願いします。

8番 安部 義浩 委員

説明します。渡人が受人に対して無償譲渡したいと申し出があり、今回の申請となりました。「社会福祉法人が農地を購入する」とは私としては初めての案件です。この田に保育園児に田植えを実演させたいと言っておりました。収穫したお米は、園児らに分けます。耕作をするのは、朴木の機械を持っている方に依頼して耕作するとの事で、別に問題はないと思います。審議をお願いします。

議 長

経営面積は無くてよいのですか。

事務局よりこの案件について、詳しく説明をお願いします。

事 務 局

農地法施行令第2条第1項で、農地権利・農地移動の許可の例外規定がありまして、こんな時だけは「特別に農地の権利は許可します。」という内容が記述されています。その中に教育・医療又は、社会福祉事業を行う事を目的として設立された法人で、その権利を取得しようとする農地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる事、そういった事については、権利移動が許可されるという事です。その許可は、面積要件や法人要件（一部）などはありません。事業目的も安部義浩委員さんがおっしゃった様に、子供達に農業体験をさせる事により食育の増進を図り、食の改善に繋げるなどの目的で、お米や野菜を作付けする事で、事業目的に問題はないと思います。

議 長

事務局より詳しい説明がありましたが、質疑があればお願いします。

質問はないでしょうか。

（ありません。）

この5号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案番号6番ですが議席番号3番、姫野康二委員から説明をお願いします。

3番 姫野 康二 委員

説明します。日野病院の上の石松の交差点から七色の風に抜ける県道のすぐ脇で、私が見に行った時には、もうすでに耕耘されていました。3分の1は、山菜か何かを植えて綺麗に管理されてあったので、何の問題はないと思います。審議のほどお願いします。

議 長

説明がありました議案6号について、質問があればお願いします。

（7番 二ノ宮 政広 委員より挙手有り）

7番 二ノ宮 政広 委員

88㎡で農地に活用するのですか。

3番 姫野 康二 委員

申請地は、受人が耕作している隣接した農地が30アールほどあり、耕作は可能であります。

議 長

他に質問はありませんか。

（ありません。）

この6号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「非農地証明の発行について」

(議案第7～11号 5件)

議 長

日程第3 非農地証明の発行について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

この議案7号からですが、補足説明はありますか。

(ありません。)

議案7号について、質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この7号案件 非農地証明を発行致します。

続きまして、議案8号ですが質問があればお願いします。

(2番 縣 次男委員より挙手有り)

2番 縣 次男 委員

不在者財産管理人は、この土地をどの様に使うのでしょうか。

事 務 局

竹や桜などびっしりと生えて、足を踏み入れるのも難しい様な所なのですが、土地を処分したいという事だと思っておりますが、特に予定はないようです。

議 長

議案7号について、他に質問があればお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

財産管理人の手続きはどうするのか。

事 務 局

不在者の方の親族が財産を処分したいという事で、財産管理人を裁判所から選任してもらっている。失踪とかで居場所が分からなくて、容易に戻る見込みがない方の財産管理をする方が、財産管理人として裁判所から選任されているということです。

7番 二ノ宮 政広 委員

財産管理人がいる場合に限る。ということですね。

事 務 局

そうです。

議 長

それでは、この議案8号について採決致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この8号案件 非農地証明を発行します。

続きまして議案9号ですが、質問があればお願いします。

質問はないですか。

(ありません。)

議案9号ですが、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この9号案件 非農地証明を発行します。

続きまして議案10号ですが、質問があればお願いします。

質問はないですか。

(ありません。)

議案10号ですが、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この10号案件 非農地証明を発行します。

続きまして議案11号ですが、質問があればお願いします。

質問はないですか。

(ありません。)

議案11号ですが、採決を致します。

現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この11号案件 非農地証明を発行します。

■日程 第4 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第12～28号 17件)

議 長

続きまして、日程第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、17件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

議案12号から議案19号については、利用権継続設定の案件ですので、一貫して質問が

あればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この議案12号から議案19号について、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この12号から19号の案件 承認致します。

続きまして議案20号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この議案20号について、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この20号の案件 承認致します。

続きまして議案21号ですが、質問があればお願いします。

(ありません。)

それでは、この議案21号について、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、21号の案件 承認致します。

続きまして議案22号ですが、質問があればお願いします。

8番 安部 義浩 委員

議案22号から24号の案件で、3,254㎡を500㎡、330㎡、990㎡と借りる計画となっていますが、仕切っているのですか。

議 長

安部義浩委員から質問がありましたが、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

現地は3枚に分かれておりまして、1番上を約半分位で500㎡、2枚目が全部で990㎡、3枚目が一番少ない330㎡となっております。以上の3カ所で分けて借りる計画となっています。

8番 安部 義浩 委員

わかりました。

議 長

議案22号から24号について、一括して他に質問があればお願いします。

ご質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、承認される委員の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この22号から24号の案件 承認致します。

続きまして議案25号ですが、質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、この25号の案件、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この25号の案件 承認します。

続きまして議案26号ですが、質問があればお願いします。
先程の議案3号の関係案件です。
質問はないですか。
(ありません。)

それでは、この26号案件、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この26号案件 承認します。

この案件は、議案番号3号が関連していますので、議案3号について、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、先程保留致しました議案3号の案件も 承認する事と致します。

続きまして議案27号ですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、この27号の案件、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この27号の案件 承認します。

続きまして議案28号ですが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)
それでは、この28号の案件、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この28号の案件 承認します。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」
(議案29号 1件)

議長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、議案朗読説明。

議長

事務局より説明がありましたが、質問があればお願いします。
質問はありませんか。
(ありません。)

それでは、この29号の案件、承認される委員の挙手を求めます。
はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 承認致します。

○日程 第6 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」

議長

日程第6 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)の審議です。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)、議案朗読説明。

議長

議案30号については、議席番号3番 姫野康二委員が農業委員会会議規則第12条の議事参与制限を受けますので、退席していただきます。

(3番 姫野 康二委員 退席)

この案件について、質問があればお願いします。

質問ないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この30号の案件、意見なし付して答申して良い委員さんの挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、意見を付して答申致します。

姫野 康二委員お入りください。

(3番 姫野 康二委員 着席)

議長

それでは、姫野委員さんにご報告致します。この議案30号の案件、意見なしとして答申します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議長 梶 次男

委員 小野 恵美子

